

山形県特別栽培農産物認証申請における 肥料（外部購入資材）に関する証明資料の取り扱い

令和3年12月3日

公益財団法人やまがた農業支援センター

1 証明資料の添付が必要な肥料等（外部購入資材）

申請書の提出にあたっては、有機質肥料や有機質入り肥料だけでなく、外部から購入し使用する肥料等の全てについて資材証明書等の添付を申請要件とします。

また、申請者は、事前に最寄りの総合支庁農業技術普及課から生産計画の指導・助言を得ること（特別栽培認証業務規程第5条第2項）としているので、この時点で対象資材の全ての資材の資材証明書等（写し）を添付してください。

2 肥料の区分と添付する証明資料の内容

肥料の種類	資材証明書等
有機態窒素入り肥料	肥料登録証(写) ^{*1} 、資材証明書 ^{*2}
窒素肥料（100%化学合成肥料）	肥料登録証(写) ^{*1}
窒素を含有しない肥料	肥料登録証(写) ^{*1}
特殊肥料（堆肥等）	品質表示（肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示）(写)、資材証明書 ^{*3}

*1：指定配合肥料の場合は肥料登録証(写)に代えて行政印のある指定配合肥料届出書(写)とする。

*2：肥料の窒素全量のうち化学肥料に由来する窒素の割合が判断でき、肥料生産業者が作成し、発行日がわかるもの。

*3：化学肥料が含有しないことが判断できるもの、尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用した場合は、その配合割合が判断できるもの。肥料生産業者が作成し、発行日がわかるもの。

3 証明資料の添付を必要としない肥料等（外部購入資材）

次の（1）及び（2）のリストに掲載されている肥料等（外部購入資材）については、証明資料の添付を必要としないこととします。なお、各リストを利用する場合の留意事項は以下のとおりです。

（1）山形県特別栽培農産物認証申請時に義務づけられている資材証明書等の添付が省略できる資材一覧

本リストについては、県（所管：農業技術環境課）が作成し提供しているものです。

作成主体 山形県農林水産部（所管課：農業技術環境課）

提供方法 山形県農業情報サイト「やまがたアグリネット（あぐりん）」

<http://agrin.jp/menu/t/381>

「エコエリアやまがた」→「有機栽培・特別栽培農産物」

会員限定で公開していますので会員登録が必要です。

会員登録は「あぐりん」→「ホーム」→「初めての方へ」（ホーム画面の上部から行ってください）。

（２） 有機ＪＡＳで使用可能な資材のリスト

一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機ＪＡＳ資材評価協議会）が評価し、有機ＪＡＳ事業者が使用できる資材のリストとして農林水産省のホームページに掲載されているリストを使用するものです。

提供方法 農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html

（３） 上記リストの利用に関する共通留意事項

① 上記リスト掲載肥料等（外部購入肥料）については、証明資料の取り寄せ等に関する申請者の負担軽減を目的としたものであり、使用予定資材の選定・評価については、使用者たる申請者の責任において実施されるべきものです。

② したがって、使用予定資材の選定に当たっては、証明資料添付の必要有無にかかわらず、製品に表示されている保証成分等の内容を十分に確認して下さい。

（参考）肥料の品質の確保等に関する法律によって、生産・販売する肥料

については、製品包装等に保証成分等を表示する義務が規定されています。

普通肥料：保証票の添付

特殊肥料：品質表示